

# 社 保の栞

## 新たに保険適用が認められた検査

平成25年12月27日 保医発1227第4号(平成26年1月1日適用)

測定項目	プレセプシン定量
商品名	パスファーストPresepsin
区分	E3(新項目)
測定方法	化学発光酵素免疫測定法(CLEIA法)
主な測定目的	血漿又は全血中のプレセプシンの測定(敗血症(細菌性)の診断の補助)
参考点数	D007 血液化学検査 47 プロカルシトニン(PCT)定量 320点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>第3部検査</p> <p><b>D007 血液化学検査</b></p> <p>(1)~(44) 略</p> <p><u>(45) プレセプシン定量</u></p> <p>ア <u>プレセプシン定量は、区分番号「D007」血液化学検査の「47」プロカルシトニン(PCT)定量の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査と区分番号「D007」血液化学検査の「47」プロカルシトニン(PCT)半定量、プロカルシトニン(PCT)定量又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「32」エンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>ウ <u>本検査は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。</u></p> <p>(46)~(48) 略</p> <p>(変更箇所=下線部)</p>

測定項目	ヒトメタニューモウイルス抗原定性
商品名	チェックhMPV
区分	E3(新項目)
測定方法	免疫クロマト法
主な測定目的	鼻咽頭拭い液又は鼻腔吸引液中のヒトメタニューモウイルス抗原の検出 (ヒトメタニューモウイルス感染の診断の補助)
参考点数	D012 感染症免疫学的検査 21 RSウイルス抗原定性 150点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>-----</p> <p>第3部検査</p> <p><b>D012 感染症免疫学的検査</b></p> <p>(1)~(18) 略</p> <p>(19) ヒトメタニューモウイルス抗原定性</p> <p>ア ヒトメタニューモウイルス抗原定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」RSウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査、本区分「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、若しくは「19」ノイラミニダーゼ、若しくは「21」インフルエンザウイルス抗原定性又は本区分「21」RSウイルス抗原定性のうち3項目を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。ただし、本区分「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、「19」ノイラミニダーゼ又は「21」インフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は1項目として数える。</p> <p>ウ 本検査は、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。</p> <p>(20)~(48) 略</p> <p style="text-align: right;">(変更箇所=下線部)</p>

測定項目	抗ARS抗体
商品名	MESACUP anti-ARSテスト
区分	E3(新項目)
測定方法	ELISA法
主な測定目的	血清中の抗ARS抗体の検出(多発性筋炎・皮膚筋炎の診断の補助)
参考点数	D014 自己抗体検査 13 抗セントロメア抗体定性 190点
関連する 留意事項の 改	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>-----</p> <p>第3部検査</p> <p><b>D014 自己抗体検査</b></p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 抗ARS抗体</p> <p>ア 抗ARS抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「13」抗セントロメア抗体定性の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査と本区分「9」抗Jo-1抗体定性、抗Jo-1抗体半定量又は抗Jo-1抗体定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。</p> <p>ウ 本検査と本区分「9」から「11」までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。ただし、本検査と本区分「9」抗Jo-1抗体定性、抗Jo-1抗体半定量又は抗Jo-1抗体定量を併せて実施した場合は1項目として数える。</p> <p>(7)~(24) 略</p> <p style="text-align: right;">(変更箇所=下線部)</p>

(日本医師会医療保険課)

第45回

# 広島医家芸術展

伝統ある広島医家芸術展が本年度も下記のとおり開催されます。会員の先生方やご家族が、力作の絵画、写真、書、工芸その他、をお寄せくださいましたので、たくさんの方々にご鑑賞いただけますようお願い申し上げます。

また、日本医師会主催の「生命(いのち)を見つめる」フォトコンテストの受賞作品も併せて展示いたします。

と き 平成26年2月11日(火・祝)~16日(日) 9:00~17:00  
と ころ 広島県民文化センター 地下1階 展示室

連絡先 広島県医師会 広報情報課

TEL: 082-232-7211 FAX: 082-293-3363 Eメール: kouhou@hiroshima.med.or.jp